

報道各社御中 環境省広報室

秋田県の飼育下死亡鳥および鳥取県の水鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザ陽性、北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ陰性
について
(H28.11.21)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	11/21 鳥インフルエンザウイルス(H6N2亜型)と判明 *高病原性ではない	11/14 指定 11/21 12時解除
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/15 指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/15 指定
4	鹿児島県	出水市	環境試料(ねぐらの水)	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/18 指定
5	鹿児島県	出水市	ナベヅル	11/18	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19 指定
6	鹿児島県	出水市	ナベヅル	11/19	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19 指定
7	鳥取県	鳥取市	コガモ糞便	11/15採取			11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/21 指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【案件 No.1 について】

- 21日(月) 遺伝子検査において陽性となった北海道の死亡野鳥について、北海道大学において実施された確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されませんでした(鳥インフルエンザウイルスH6N2亜型が検出)。また、現地での重点監視を通じて野鳥の大量死等は確認されていません。このため、現在設定している野鳥監視重点区域は、本日12時に解除します。

【案件 No.2 および3 について】

- 秋田県秋田市のコクチョウからは、確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出されました。引き続き野鳥監視重点区域での監視を行うとともに、野鳥緊急調査チームの派遣準備中です。



【案件 No.4 について】

- ・ 鹿児島県出水市の事例については、野鳥緊急調査チームを 11 月 21 日(月) ~ 24 日(木) 現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、糞便調査等を実施します。

【案件 No.7 について】

- ・ 11 月 21 日、鳥取大学から、大学の独自調査により、鳥取県鳥取市において 11 月 15 日に採取したコガモ糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6 亜型)が検出された旨報告がありました。
- ・ このため、11 月 21 日より周辺 10 km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。また野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始します。

また、鹿児島県、秋田県および鳥取県での高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定を受け、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを、「対応レベル 2」から、国内複数箇所発生時の「対応レベル 3」に引き上げ、さらに監視を強化します。

【参考：No.1 の案件】

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の回収地点

北海道標津郡中標津町(しべつぐんなかしべつちょう)

(2) 経緯

- ・ オオハクチョウ 1 体の死亡個体を回収(11 月 7 日)。
- ・ 14 日(月)に、国立環境研究所において遺伝子検査を実施したところ、A 型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性と判明したと報告があった。
- ・ 14 日、回収地点の周辺 10 Km 圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 21 日、北海道大学での確定検査結果の判明。高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されず、鳥インフルエンザウイルス(H6N2 亜型)検出。
- ・ 21 日、野鳥監視重点区域を解除。

2 今後の対応

(1) 野鳥監視重点区域は解除。

(2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に基づき適切に対応。

【参考：No. 2 および 3 の案件】

1 主な経緯等

(1) 死亡鳥の確認地点

秋田県秋田市

(2) 経緯

- ・ 飼育下のコクチョウの死亡を確認(1 例目 11 月 15 日および 2 例目 17 日)。
- ・ 飼育施設において 1 例目 15 日、2 例目 17 日に簡易検査を実施したところ、A 型インフルエンザウイルスの陽性反応がでたと報告があった。
- ・ 15 日、確認地点の周辺 10 km 圏内を野鳥監視重点区域に指定。



- ・ 21日(月) 北海道大学での確定検査の結果、2例とも高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明。

2 対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 野鳥緊急調査チームの派遣準備中。
- (3) 都道府県宛に、動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応強化通知を本日午後に発出予定。

【参考：No.4の案件】

- ・ 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

日 程 11月21日(月)～24日(木)

人 数 野鳥等調査の専門業者3名程度

九州地方環境事務所が同行予定

主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無、糞便調査)、現地指導等

現地取材 場所：クレインパークいずみ駐車場

(天候によっては同施設ロビー)

時間： へ問い合わせ下さい

調査結果速報 24日(木)発表予定

調査に関する問合せ先は、080-2736-3120 又は 0996-63-8977

【参考：No.7の案件】

1 主な経緯等

(1) 糞便の採取地点

鳥取県鳥取市

(2) 経緯

- ・ 11月21日、鳥取大学より、鳥取県鳥取市において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査(11月15日に採取)により、コガモ糞便1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告があった。
- ・ 21日、糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。



【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月21日(月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03 - 5521 - 8285

代 表：03 - 3581 - 3351

企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)

(秋田の案件について)

自然環境局総務課動物愛護管理室

代 表：03 - 3581 - 3351

室 長：則久 雅司 (内線6651)

室長補佐：徳田 裕之 (内線6652)